

木更津工業高等専門学校数理・データサイエンス・AI 教育プログラム規程

令和3年3月30日
規則第12号

(趣旨)

第1条 この規程は、木更津工業高等専門学校（以下「本校」という。）における数理・データサイエンス・AI 教育プログラム（以下「本教育プログラム」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(履修対象者)

第2条 本教育プログラムは、本校学士学生（以下「学生」という。）を対象とし、科目等履修生及び特別聴講学生は除くものとする。

(学習・教育目標)

第3条 学生の数理・データサイエンス・AI への関心を高め、かつ、数理・データサイエンス・AI を適切に理解し、それを活用する基礎的な能力を育成することを目的として、数理・データサイエンス・AI に関する基礎的な能力の向上を図る機会の拡大に資することを目標とする。

(リテラシーレベルの履修科目等)

第4条 本教育プログラムのリテラシーレベルの対象科目は、学科ごとに別表に定めるとおりとする。

(リテラシーレベルの修了要件)

第5条 校長は、前条に規定する対象科目をすべて習得した者について、本教育プログラムのリテラシーレベルの修了を認定する。

2 前項の修了の認定は、教務主事の報告に基づき校長が行う。

3 教務主事は、校長への報告に当たり、教務委員会の議を経て本教育プログラムのリテラシーレベルに関する対象科目の成績の評価を行うものとする。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、本教育プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、令和3年3月30日から施行する。

2 平成29年度の準学士課程第1学年に入学した者から適用し、平成28年度以前に入学した者及び令和元年度以降において在学者の属する年次に転入学、編入学、転科及び再入学する者については、適用しない。

(別表)

数理・データサイエンス・AI教育プログラムのリテラシーレベルに関する対象科目

学科	本教育プログラムのリテラシーレベルに関する対象科目
機械工学科	情報処理 I 工学実験 I A 工学実験 I B 現代社会 A
電気電子工学科	情報リテラシー 実験実習 I A 実験実習 I B 現代社会 A
電子制御工学科	計算機演習 実験実習 II 実験実習 III 現代社会 A
情報工学科	コンピュータ入門 I 実験・実習 I A 実験・実習 I B 現代社会 A
環境都市工学科	情報処理入門 測量実習 A 測量実習 B 現代社会 A